

令和3年度の主な税制改正について

個人所得課税

1 住宅ローン控除の特例が延長され、一部要件が緩和されました。

- (1) 住宅ローン控除の控除期間 13 年の特例について延長し、一定の期間（注文住宅は令和 2 年 10 月から令和 3 年 9 月末まで、分譲住宅などは令和 2 年 12 月から令和 3 年 11 月末まで）に契約した場合、令和 4 年末までの入居者が控除の対象となりました。
- (2) 上記延長した部分に限り、合計所得金額が 1,000 万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が 40 m²以上 50 m²未満である住宅も控除の対象とされました。
- (3) 既存住宅について、改正前は、登記事項証明書等により要件を満たす住宅であることが証明されたものに限定していましたが、令和 4 年 1 月 1 日以後は、税務署が法務省の登記情報連携システムにアクセスし、納税者から提供を受けた不動産識別事項等を用いて入手した登記情報により登記事項証明書に記載された事項を確認できることになることから、その登記情報により要件を満たすことが確認できた住宅も含まれることとなりました。

2 セルフメディケーション税制が見直されました。

- (1) セルフメディケーション税制の対象となる医薬品をより効果的なものに重点化し、手続きの簡素化を図った上で、適用期限が 5 年延長されました。
(令和 4 年分以降の所得税について適用されます。)
- (2) 重点化の内容は、いわゆるスイッチ OTC 薬から効果の薄いものを対象外とし、とりわけ効果があると考えられる薬効（3 薬効程度）について、スイッチ OTC 成分以外の成分にも対象が拡充されました。
- (3) 健康保険法等の規定に基づき行われる健康診査等の健康の保持増進及び疾病の予防への取組を行ったことを明らかにする書類について、確定申告書への添付又は提出の際の提示が不要とされました（5 年間の保存を要します。）。)

3 国や地方自治体の実施する助成金等に非課税措置が講じられました。

- (1) 子育て支援の観点から、保育を主とする国や自治体からの子育てに係る助成金等について非課税とされました。
- (2) 上記の非課税となる助成金等の対象範囲は、以下の子育てに係る施設・サービス料に対する助成とされています。
 - イ ベビーシッターの利用料に対する助成
(企業主導型ベビーシッター利用者支援事業を含みます。)
 - ロ 認可外保育施設等の利用料に対する助成
 - ハ 一時預かり・病児保育などの子を預ける施設の利用料に対する助成
 - ニ 上記イからハの助成と一体として行われる助成についても対象となります。

(例) 生活援助・家事支援、保育施設等の副食費・交通費等

4 退職所得課税について適正化が図られました。

- (1) 勤続年数5年以下の法人役員等以外の退職金についても、退職所得控除額を控除した残額のうち300万円を超える部分について、2分の1課税が適用されないこととなりました。
- (2) 上記(1)の見直しに伴い、短期退職手当等と短期退職手当等以外の退職手当等がある場合の退職所得の金額の計算方法、退職手当等に係る源泉徴収税額の計算方法及び退職所得の源泉徴収票の記載事項等について所要の措置が講じられました。
(令和4年分以降の所得税について適用されます。)

資産課税

1 外国人に係る相続税等の納税義務が見直されました。

- (1) 高度外国人材等^{※1}の受け入れを促進する観点から、就労等のために日本に居住する外国人が死亡した際、その居住期間にかかわらず、外国に居住する家族等が相続により取得する外国財産を相続税の課税対象としないこととされました。(贈与税についても同様。なおこの改正は、令和3年4月1日以後に相続若しくは贈与により取得する財産について適用されます。)

	日本に滞在中に死亡した外国人 (被相続人)の滞在期間	相続人が外国に居住 (EX:本国に住む家族)	相続人が日本に居住 (相続開始前15年中10年以下)
【改正前】	10年以下	日本国内の財産にのみ課税	
	10年超	日本国内及び国外の財産に課税	
【改正後】	入管法別表第一の在留資格で居住 (居住期間を問わない)	日本国内の財産にのみ課税 (国外財産に課税しない)	

※1 出入国管理法別表第一：高度専門職、経営・管理・研究など、日本で就労する際に付与されます(永住者等は含みません。)

2 住宅取得資金等に係る贈与税の非課税措置が拡充されました。

- (1) 令和3年4月以降同年12月31日までの非課税枠が、令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間の非課税枠の水準まで引き上げられました(この間に契約を締結した場合)。

住宅用家屋の新築等に係る契約締結日		改正前	改正後
良質な住宅用家屋(①少エネルギー性②耐震性③バリアフリー性の高い住宅)	消費税率10%	1,200万円	1,500万円
	上記以外	800万円	1,000万円
上記以外の住宅用家屋	消費税率10%	700万円	1,000万円
	上記以外	300万円	500万円

- (2) 合計所得金額が1,000万円以下の者について面積要件を緩和し、床面積が40㎡以上50㎡未

満である住宅についても適用できることとされました。

	その年分の合計所得金額	床面積要件
改正前	2,000万円以下	登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下
改正後	1,000万円超2,000万円以下	登記簿上の床面積が50㎡以上240㎡以下
	1,000万円以下	登記簿上の床面積が40㎡以上240㎡以下

- (3) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例について、床面積要件の下限が40㎡以上（改正前：50㎡）に引き下げられました。
- (4) 税務署長が納税者から提供された既存住宅用家屋等に係る不動産識別事項等を使用して、入所等をした既存住宅用家屋等の登記事項により床面積要件等を満たすことが確認できた住宅を、この措置の対象となる既存住宅用家屋等に含めることとされました。

3 教育資金、結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置が見直されました。

- (1) 教育資金の一括贈与について、贈与から経過した年数にかかわらず（改正前：贈与者の死亡前3年以内に贈与したものに限られていました。）、贈与者死亡時の管理残高（非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額）が相続財産に加算されることとなりました。

ただし、贈与者の死亡日において、受贈者が以下に該当する場合は除かれます。

- イ 23歳未満である場合
 - ロ 学校等に在学している場合
 - ハ 教育訓練給付金の支給対象となる教育訓練を受講している場合
- (2) 教育資金の一括贈与及び結婚・子育て資金の一括贈与について、受贈者が贈与者の孫等である場合に、贈与者死亡時の残高に係る相続税額に2割加算が適用されることとなりました。
 - (3) 教育資金の範囲に、1日当たり5人以下の乳幼児を保育する認可外保育施設のうち、都道府県知事等から一定の基準を満たす旨の証明書の交付を受けたものに支払われる保育料等が加えられました。

※ 上記見直しを行った上で、適用期限が令和5年3月31日まで、2年延長されました。

4 土地に係る固定資産税等の負担調整措置が講じられました。

- (1) 宅地等及び農地の負担調整措置について、令和3年度から令和5年度までの間、改正前の負担調整措置の仕組みが継続されることとなりました。
- (2) その上で、令和3年度に限り、負担調整措置等により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置が講じられました。

※ 宅地等については、商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限られます。

※ 農地については、負担水準が100%未満の土地に限られます。

法人課税

1 デジタルトランスフォーメーション（DX）投資促進税制が創設されました。

- (1) デジタル技術を活用した企業変革を進める観点から、「つながる」デジタル環境の構築（クラウド化等）による企業変革に向けた投資について、税額控除（5%・3%）又は特別償却（30%）ができる措置が創設されました。（2年間の時限措置となります。）
- (2) 上記投資は、青色申告書を提出する法人で「産業競争力強化法」の認定を受けたものが、同法施行の日から令和5年3月31日までに、事業適応の用に供するためにソフトウェアの新設若しくは増設をし、又はソフトウェアの利用に係る費用を支出した場合について適用されます。

認定要件	デジタル要件	1. データ連携・共有 2. クラウド技術の活用 3. 情報処理推進機構が審査する「DX認定」の取得
	企業変革要件	1. 全社の意思決定に基づくものであること 2. 一定以上の生産性向上などが見込まれること

税制措置の内容	対象設備	税額控除又は特別償却	
	1. ソフトウェア 2. 繰延資産 （クラウドシステムへの移行に係る初期費用） 3. 器具備品 （ソフトウェア・繰延資産と連携して使用するものに限る。） 4. 機械装置 （グループ外の他法人ともデータ連携・共有する場合）	3%	30%
5%			

※ 投資額下限：売上高比0.1%以上

※ 投資額上限：300億円

※ 税額控除上限：「カーボンニュートラル投資促進税制」と合わせて当期法人税額の20%まで

2 カーボンニュートラルに向けた投資促進税制が創設されました。

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向け、脱炭素化効果の高い先進的な投資（化合物パワー半導体等の生産設備への投資、生産プロセスの脱炭素化を進める投資）について、その取得価額の50%の特別償却とその取得価額の5%の税額控除との選択適用ができる措置が創設されました。
- (2) 上記投資は、青色申告書を提出する法人で「産業競争力強化法」の認定を受けたものが、同法施行の日から令和6年3月31日までに、中長期環境適応生産性向上設備又は中長期環境適応需要開拓製品生産設備の取得等をして、国内にある事業の用に供した場合について適用されます。

	大きな脱炭素化効果をもつ製品の生産設備導入	生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備導入
対象	◎温室効果ガス削減効果が大きく、新たな需要の拡大に寄与することが見込まれる製品の生産に専ら使用される設備 【対象設備】 機械装置	◎事業所等の炭素生産性を相当程度向上させる計画に必要となる設備 【対象設備】 機械装置、器具備品、建物附属設備、構築物

	<p>【措置内容】</p> <p>税額控除 10% 又は特別償却 50%</p> <p>【製品イメージ】</p> <p>特別化合物パワー半導体、燃料電池</p>	<p>【相当程度の向上：措置内容】</p> <p>3年以内に 10%以上向上 ⇒ 税額控除 10% 又は特別償却 50%</p> <p>3年以内に 7%以上向上 ⇒ 税額控除 10% 又は償却 50%</p> <p>【計画イメージ】</p> <p>外部電力からの調達のうち、一部を再生エネルギーへ切替え ⇒ エネルギー管理設備を近畿導入</p>
--	--	--

3 活発な研究開発を維持するための研究開発税制が見直されました。

- (1) 厳しい経営環境にあっても研究開発投資を増加させる企業について、2年間の時限措置として、税額控除の上限を引き上げる（改正前：25%⇒30%）とともに、研究開発投資の増加インセンティブを強化する観点から、控除率カーブの見直し及び控除率の下限の引き下げ（改正前：6%⇒2%）が行われました。
- (2) 上記のほかに、クラウド環境で提供するソフトウェアなどの自社利用ソフトウェアの制作に要した試験研究費を、研究開発税制の対象とするなど所要の見直しが行われました。

4 コロナ過を踏まえた賃上げ及び投資の促進に係る税制が見直されました。

- (1) 新たな人材の確保及び人材育成の強化を促しつつ、第二の就職氷河期を生み出さないようにする観点から、新規雇用者に対する給与を一定割合以上増加させた企業に対して、新規雇用者給与等支給額の一定割合を税額控除できる措置が講じられました。
- (2) 加えて、事業変革に向けた人材投資（教育訓練費）を増加させた企業に対しては、税額控除率が上乘せされました。

	要件	税額控除
改正前	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>継続雇用者給与等支給額</u> 対前年度増加率 <u>3%以上</u> 2. 国内設備投資額 当期の減価償却費の総額の 95%以上 3. 雇用者給与等支給額 対前年度を上回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>雇用者給与等支給額の対前年度増加額の 15%の税額控除</u> ・ 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 \geq <u>前期・前々期の教育訓練費の平均の 1.2 倍</u>）を満たす場合には控除率を 5% 上乘せ（⇒合計 20%） ・ 税額控除額は法人税額の 20%を限度
改正後	<ol style="list-style-type: none"> 1. <u>新規雇用者給与等支給額</u> 対前年度増加率 <u>2%以上</u> 2. 雇用者給与等支給額 対前年度を上回ること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>新規雇用者給与等支給額</u>（雇用者給与等支給額の対前年度増加額を上限とする。）の 15%の税額控除 ・ 教育訓練費増加要件（当期の教育訓練費 \geq <u>前期の教育訓練費の平均の 1.2 倍</u>）を満たす場合には控除率を 5% 上乘せ（⇒合計 20%） ・ 税額控除額は法人税額の 20%を限度

5 繰越欠損金の控除上限の特例が創設されました。

- (1) コロナ過の厳しい経営環境の中、赤字であっても果敢に前向きな投資を行う企業に対し、コロナ過の影響を受けた2年間に生じた欠損金額について、その投資額の範囲内で、最大5年間、繰越欠損金の控除限度額を最大100%（改正前：所得の金額の50%）とする特例が創設されました。

事業適応計画	<p>◎事業適応計画の認定要件を満たした上、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none">・将来の成長に向けた投資内容を記載した計画を提出すること・計画期間内に達成を見込む業績目標（ROAが計画認定時の直近事業年度比5%ポイント向上など）を定めること・投資計画が企業の成長に資する内容であること（単純な維持・更新投は対象外）・主務大臣が①計画を認定するとともに②投資実績を毎年確認
--------	---



課税の特例 の内容	<p>◎認定された事業適応計画に基づく果敢な投資を行う企業の繰越欠損金について以下の措置を講じる。</p> <table border="1"><tr><td>欠損対象事業年度</td><td>2年間</td></tr><tr><td>欠損金の控除限度額</td><td>最大5年間・100%控除可能</td></tr></table> <p>※令和2年2月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度</p> <p>※この特例における欠損金の控除限度額の引き上げは、対象欠損事業年度において生じた欠損金額のうち事業適応計画に従って行った投資の額に達するまでの金額を上限とする。</p>	欠損対象事業年度	2年間	欠損金の控除限度額	最大5年間・100%控除可能
欠損対象事業年度	2年間				
欠損金の控除限度額	最大5年間・100%控除可能				

6 株式対価M&Aを促進するための措置が創設されました。

- (1) 企業の機動的な事業再構築を促し、競争力の維持・強化を図る観点から、自社株式を対価として、対象会社株主から対象会社株式を取得するM&Aについて、対象会社株主の譲渡損益に対する課税を繰り延べる措置を講じることとされました。

※自社株式にあわせて金銭等を交付するいわゆる混合対価については、金銭等が20%以下であるものに限りま。

7 投資運用業等の役員に対する業績連動給与に係る特例が創設されました。

- (1) 投資運用業を主業とする非上場の非同族会社等の役員に対して支給される業績連動給与について、その算定方法等が記載された事業報告書を金融庁ホームページに掲載するなど一定の要件を満たした場合に、損金算入を可能とする措置を設けることとされました。

8 中小企業向け投資促進税制等が延長等されました。

- (1) 中小企業者等の法人税率の特例及び中小企業投資促進税制等の延長等

イ 中小企業者等の所得金額のうち800万円以下の金額に対する法人税の軽減税率（税率15%（本則：19%））の適用期限が2年間延長されました。

ロ 中小企業投資促進税制について、商業・サービス業・農林水産業活性化税制の対象業種の追加等をした上で、適用期限が2年延長されました。

ハ 商業・サービス業・農林水産業活性化税制について、中小企業投資促進税制と統合の上、廃止

されました。

ニ 中小企業経営強化税制について、経営資源集約化設備を追加した上、適用期限が2年延長されました。

(2) 地域未来投資促進税制が見直されました。

地域経済を牽引する事業について集中的に支援する観点から、事業の先進性の判断基準に投資収益率又は労働生産性に係る要件を追加するとともに、サプライチェーンの維持・強化を目的とする類型を追加する等の見直しを行った上、適用期限が2年延長されました。

9 中小企業における所得拡大促進税制が見直されました。

(1) 中小企業に対して雇用を守りつつ、賃上げだけでなく、雇用を増加させる企業を下支えする観点から、適用要件を見直した上で、適用期限が2年延長されました。

改正前	要件	1 継続雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上 2 雇用者給与等支給額：対前年度を上回ること
	税額控除	1 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 2 継続雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加額等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（⇒合計25%） 3 税額控除額は法人税額の20%を限度
改正後	要件	1 雇用者給与等支給額：対前年度増加率1.5%以上
	税額控除	1 雇用者給与等支給額の対前年度増加額の15%の税額控除 2 雇用者給与等支給額の対前年度増加率が2.5%以上であり、かつ、教育訓練費増加額等の要件を満たす場合には、控除率を10%上乘せ（⇒合計25%） 3 税額控除額は法人税額の20%を限度

10 中小企業の経営資源の集約化に資する税制が創設されました。

(1) M&A 実施後に発生する中小企業の特有リスク（簿外債務、偶発的債務等）に備える観点から、M&Aに関する経営力向上計画の認定を受けた中小企業者が、株式譲渡によってM&Aを実施する場合（取得価額が10億円以下の場合に限る。）において、株式等の取得価額の70%以下の金額を中小企業事業再編投資損失準備金として積み立てたときは、その積立金額を損金算入できることとされました。

（計画の認定期限：令和6年3月31日）

(2) 当該認定計画の中で、中小企業経営強化税制の新たな類型の適用ができることとするとともに、所得拡大促進税制の上乗せ要件に必要な計画の認定が不要とされました。

消費課税

1 自動車重量税のエコカー減税の見直しが講じられました。

(1) 自動車重量税のエコカー減税について、全体として自動車ユーザーの負担が増えないように配慮しつつ、燃費性能がより優れた自動車の普及を促進する観点から、目標年度が到来した2020年

度燃費基準を達成していることを条件に、2030年度燃費基準の達成度に応じて減免する仕組みに切り替えられました。

- (2) クリーンディーゼル車については、燃費基準の達成状況や普及の状況等を総合的に勘案し、ガソリン車と同等に扱うこととされました。その際、市場への配慮等の観点から、令和3年度及び令和4年度に関しては激変緩和措置が講じられました。
- (3) 具体的には、令和5年4月末までの間に限り、2020年度年燃費基準を達成するクリーンディーゼル車に限って1回免税とする激変緩和措置を講じることとされました。

		自動車税	軽自動車税
改正前	電気自動車 燃料電池 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車 クリーンディーゼル車	非課税	非課税
	ガソリン車	2020年度基準+20%達成	
	ハイブリッド車	2020年度基準+10%達成	1%
	LPG車	2020年度基準	2%
	上記以外	3%	2%
改正後	電気自動車 燃料電池 天然ガス自動車 プラグインハイブリッド車	非課税	非課税
	ガソリン車・LPG車	2030年度基準 85%達成	
	ハイブリッド車	2030年度基準 75%達成	1%
	クリーンディーゼル車	2030年度基準 60%達成	2%
	上記以外		3%
			1%
			2%

2 金密輸に対応するための消費税の仕入税額控除制度が見直されました。

- (1) より一層の金地金の密輸抑止を図る観点から、金又は白金の地金の課税仕入に係る仕入税額控除の要件として保存することとされている本人確認書類のうち、一定の書類をその対象から除外することとされました。

納税環境整備

1 税務関係書類における押印義務が見直されました。

- (1) 政府全体の行政手続きにおける押印義務の見直しの方針を踏まえ、税務署長等に提出する税務関係書類において、実印及び印鑑証明を求めている手続き等を除き、押印義務を廃止しました。

※ 地方公共団体の長に提出する地方税関係書類についても同様

	税務関係書類の分類	押印の要否
原則	1 全般（例：確定申告書、給与所得者の扶養控除等申告書など）	不要
例外	2 担保提供関係書類（例：不動産抵当権設定登記承諾書、第三者による納税保証書など）	要
	3 遺産分割協議書（例：相続税・贈与税の特例における添付書類など）	

2 電子帳簿等保存制度が見直されました。

(1) 経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、テレワークの推進、クラウド会計ソフト等の活用による記帳水準の向上に資するため、帳簿書類を電子的に保存する際の手続きが抜本的に簡素化されました。

(令和4年1月1日以後適用)

	改正前	改正後
帳簿等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長の事前承認が必要 ・ 検索機能や訂正削除履歴を備えた信頼性の高いシステムしか認められておらず、低コストなクラウド会計ソフト等の利用者は紙での保存が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長による事前承認を廃止 ・ モニター、説明書の備付等の最低限の要件を満たす電子帳簿（正規の簿記の原則に従って記帳されたものに限る。）も、電子データのまま保存することが可能 ・ 信頼性の高い電子帳簿（優良な電子帳簿）については、インセンティブにより差別化（<u>過少申告加算税を5%軽減、青色申告特別控除を10万円上乗せして65万円</u>）
受領する請求書等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長の事前承認が必要 ・ 紙原本による確認が必要のため、その処理のために出勤が必要 ・ 一定日数内のタイムスタンプ付与の徹底が困難 ・ 保存データに対する高度な検索機能を確保出来ない場合は紙での保存が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 税務署長による事前承認を廃止 ・ 紙原本による確認の不要化（スキャン後直ちに原本の廃棄が可能） ・ <u>電子データの改ざん等による不正に対しては、重加算税を10%加算</u> ・ タイムスタンプ付与までの期間を最長約2か月以内に統一 ・ 検索条件について、「日付、金額、取引先」に限定するとともに、一定の小規模事業者については不要化

3 スマートフォンを使用した決済サービスによる納付手段が創設されました。

(1) 国税の納付手段の多様化を図る観点から、スマートフォンのアプリ決済サービスを使用した納付を可能とする制度が創設されました。

※ 納付書で納付できる国税を対象とし、税目についての制限はありません。

※ 税額は、30万円以下に限定されます。

令和2年度の改正で、令和3年分から適用となる改正事項

1 源泉徴収における「ひとり親控除」

源泉徴収における「ひとり親控除」については、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等及び公的年金等から適用されます。

2 確定申告書の記載事項

確定申告書等に記載する各種所得の生じた場所は、その支払者が法人である場合、支払者の本店等の所在地の記載に代えて、支払者の法人番号の記載によることができること等の措置が講じられました。

(この改正は、令和3年分以後の確定申告書等を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。)

3 医療費控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類

(1) 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に代えて、次に掲げる書類の添付ができることとされました。

イ 審査支払機関（社会保険診療報酬支払基金及び国民健康保険団体連合会をいいます。以下、同じ。）の医療費の額等を通知する書類（当該書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で、国税庁長官が定める一定のものを含みます。）

ロ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類に記載すべき事項が記録された電磁的記録を一定の方法により印刷した書面で国税庁長官が定める一定のもの

(2) 電子情報処理組織を使用する方法（e-Tax）により確定申告を行う場合において、次に掲げる書類の記載事項を入力して送信するときは、これらの書類の確定申告書への添付に代えることができることとされました。

この場合において、税務署長は、確定申告期限等から5年間、その送信に係る事項の確認のために必要があるときは、これらの書類を提示又は提出させることができることとされました。

イ 医療保険者の医療費の額等を通知する書類

ロ 審査支払機関の医療費の額等を通知する書類

(この改正は、令和3年分以後の確定申告書等を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。)

4 寄付金控除の適用を受ける際の確定申告書の添付書類

特定寄附金を受領した者の特定寄附金の額等を証する書類に代え、地方公共団体と寄附の仲介に係る契約を締結している一定の事業者の特定寄附金の額等を証する書類の添付等ができることとされました。

(この改正は、令和3年分以後の確定申告書等を令和4年1月1日以後に提出する場合について適用されます。)

5 源泉徴収に係る所得税の徴収

源泉徴収（青色申告書を提出した個人事業者及び青色申告書を提出した法人の支払に係るものを除

きます。)における推計課税に関し、次の措置が講じられました。

- (1) 税務署長は、源泉徴収義務者が給与等の支払に係る所得税を納付しなかった場合には、その給与等の支払に関する規定並びにその給与等の支払を受けた者の労務に従事した期間、労務の性質及びその提供の程度により、その給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計して、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができます。
- (2) 税務署長は、上記(1)によりその給与等の支払の日を推定し、又はその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を推計することが困難である場合には、その支払の日をその給与等の計算期間に属する各月の末日とし、又はその支払の日におけるその給与等の支払を受けた者ごとの給与等の支払金額を、その計算期間における源泉徴収義務者の給与等の総額を給与等の支払を受けた者の人数で除し、これをその計算期間の月数で除して計算した金額として、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができます。
- (3) 税務署長は、上記(2)の場合において、源泉徴収義務者の収入若しくは支出の状況、生産量、販売量その他の取扱量その他事業の規模又は財産若しくは債務の増減の状況により、給与等の支払金額の総額又は給与等の支払を受けた者の人数を推計し、源泉徴収義務者からその給与等に係る所得税を徴収することができます。
- (4) 給与等のほか、退職手当等及び報酬等並びに給与等、退職手当等又は報酬等に相当する国内源泉所得についても同様の措置が講じられました。
(この改正は、令和3年1月1日以後に支払うべき給与等、退職手当等、報酬等又は国内源泉所得について適用されます。)

6 給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度

給与等の引上げ及び設備投資を行った場合等の所得税額の特別控除制度(措法10の5の4)における国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が償却費総額の95%(改正前:90%)相当額以上であることとされました。

(この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。)

7 所得税の額から控除される特別控除額の特例制度

所得税の額から控除される特別控除額の特例制度(措法10の6)における国内設備投資額に係る要件について、国内設備投資額が償却費総額の30%(改正前:10%)相当額を超えることとされました。

(この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。)

8 障害者を雇用する場合の特定機械等の割増償却制度

障害者を雇用する場合の特定機械等の割増償却制度要件(措法13)について、対象資産から工場用の建物等が除外されるとともに、機械装置の償却割合が12%(改正前:24%)に引き下げられました。

(この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。)

9 特定災害防止準備金制度

特定災害防止準備金制度(措法20)について、積立限度額が独立行政法人環境再生保全機構に維持管理積立金として積み立てた金額のうち廃棄物の処理及び清掃に関する通知する額の60%相当額(改正前:100%)に引き下げられました。

(この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。)

10 非課税口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置（NISA）

金融商品取引業者等の営業所に新たに非課税口座を開設しようとする場合の手続きについて、非課税適用確認書の交付申請書の提出等の手続きを廃止し、非課税口座開設届出書の提出の際に非課税適用確認書の添付を要しない簡易開設手続きに一本化されました。

（この改正は、令和3年4月1日以後の手続きに適用されます。）

11 特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（措法41の19）について、特定新規株式の取得に要した金額として寄付金控除の適用を受けることができる金額の限度額を800万円（改正前：1,000万円）に引き下げられました。

（この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。）

12 復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例

復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例（震災特例法13の3）について、特定新規中小会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例における引き下げ（上記11）前の限度額により適用できることとされました。

（この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。）

令和元年度の改正で、令和3年分から適用となる改正事項

1 非居住者の内部取引に係る課税の特例（措法40の3の3）及び国外所得金額の計算の特例（措法41の19の5）について、次の見直しが行われました。

(1) 特定無形資産内部取引に係る価格調整措置

恒久的施設を有する非居住者の事業場等と恒久的施設及び居住者の事業場等と国外事業場等との間の特定無形資産内部取引について、その特定無形資産内部取引の対価の額とした額を算定するための前提となった事項についてその内容と相違する事実が判明した場合には、税務署長は、その特定無形資産内部取引の内容及びその特定無形資産内部取引の当事者が果たす機能その他の事情（その相違する事実及びその相違することとなった事由の発生可能性を含みます。）を勘案して、その特定無形資産内部取引が独立の事業者の間で通常の取引の条件に従って行われるとした場合にその特定無形資産内部取引の対価の額とされるべき額を算定するための最も適切な方法により算定した金額を独立企業間価格とみなして更正又は決定することができることとされました。

ただし、上記により算定した金額と特定無形資産内部取引の対価の額とした額との相違が20%を超えていない場合は、本措置は適用されません。

(2) 特定無形資産内部取引に係る価格調整措置に係る適用免除

税務職員が次のイ又はロに掲げる場合に該当することを明らかにする書類の提出等を求めた場合において、一定の日までにその書類の提出等があるときは、上記(1)の措置は適用されません。

イ 非居住者又は居住者が特定無形資産内部取引の対価とした額を算定するための前提とな

った事項の内容等を記載した書類を作成し、又は取得している場合

- ロ 特定無形資産内部取引に係る判定期間（非居住者又は居住者と特殊な関係にない者から受ける特定無形資産の使用等における収入が最初に生じた日の属する年の1月1日から5年を経過する日までの期間をいいます。）にその特定無形資産の使用等により生ずることが予測された利益の額とその判定期間にその特定無形資産の使用等により生じた利益の額との相違が20%を超えていない場合

(3) 更正期間等の延長

非居住者の内部取引に係る課税の特例及び国外所得金額の計算の特例に係る所得税の更正期間及び更正の請求期間等が7年（改正前：6年）に延長されました。

（この改正は、令和3年分以後の所得税について適用されます。）

※ 手数料は国の負担とし、利用者（納税者）の負担とされません。

※ 納税者が支払指図をした日（納付委託日）に、国税の納付があったものとみなして、利子税・延滞税等に関する規定が適用されます。

（令和4年1月からスタート）

【参考】

イ 地方税共通納税システムの対象税目の拡大

地方税共通納税システムの対象税目について、固定資産税、都市計画税、自動車税種別割及び軽自動車税種別割を追加し、e-LTAXを通じた電子納付が可能とされました。

ロ 個人住民税の特別徴収税額通知の電子化

特別徴収税額通知（納税義務者用）について、特別徴収義務者が求めた場合、市町村は、e-LTAX及び特別徴収義務者を經由して電子的に送信するものとされました。

4 国外からの納付方法が拡充されました。

国外に住所又は居所を有する納税者が行う国税の納付について、国外の金融機関を通じて国税収納官吏の国内預金口座に送金する方法により行うことができることとされました。

この場合において、その国外の金融機関を通じて送金した日に国税の納付があったものとみなして、延滞税・利子税等に関する規定が適用されます。

（この改正は、令和4年1月4日以後に納付する国税について適用されます。）